

第1回 天理大学ふるさと会医療部会(仮称)新役員打ち合わせ会議(初会合)議事録

2023(R5)年8月30日(水) 午後6時~7時

天理大学別所キャンパス(11号棟)5階 同窓会室

出席者:高田 幸恵、小笠原 芳恵、小沼 真佐代、清水 あい子、市村 輝義、木寺 英明、畑中 徳子、
植東 ゆみ、田村 早紀、山崎 健太、山村 信也、茶木 善成

欠席者:矢谷 祥代

議題

- この打ち合わせ会議の主旨説明 市村
- 配布資料に沿って、天理大学ふるさと会会則、ふるさと会体制組織、ふるさと会支部・部会の設立細則および医療学部会規約(案)の説明 市村
- 医療学部会 新役員の役割分担
以下の通り決定した。

天理大学ふるさと会 医療学部会 新役員名簿 2024.4.1~2026.3.31

部門	氏名	卒業期	医療学部会	天理大学ふるさと会
天理看護学院 部門	高田 幸恵	第1看護3期	幹事(事務局補佐)	代議員
	小笠原 芳恵	第1看護4期	監査	役員選考委員
	小沼 真佐代	第2看護21期	幹事(看護部門長)	女性委員
	清水 あい子	第2看護21期	副部長	総務委員
天理医学技術 学校部門	市村 輝義	医技2期	部長	副会長
	木寺 英明	医技9期	幹事(医技校部門長)	広報委員
	畑中 徳子	医技14期	幹事長	組織委員
	植東 ゆみ	医技26期	会計	財務委員
天理医療大学 部門	田村 早紀	臨検3期	副部長	代議員
	山崎 健太	臨検4期	幹事(事務局補佐)	情報委員
	矢谷 祥代	看護6期	幹事(大学部門長)	会友支援委員
	山村 信也	臨検7期	監査	代議員
	茶木 善成	臨検1期	オブザーバー	代議員(議長団)

4. 次回会議

12月か来年1月に行う

天理大学ふるさと会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、天理大学ふるさと会と称する。

(本部)

第2条 本会は、その本部を奈良県天理市杣之内町 1050 番地のふるさと会館内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、天理大学創立の精神を体し、会員の互助交流を通じて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 会員の相互交流への促進と協力
- (2) 機関誌「天理大学ふるさと会報」の発行、ホームページ等の情報発信
- (3) 会員のデータの整理と管理
- (4) 会友(在学生)への支援活動
- (5) 母校の発展に寄与する活動
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 本会は、**会員と会友(在学生)**をもって構成する。

2. つぎの資格を有する者を本会の会員とする。

(1) 正会員

① 天理外国語学校、天理女子学院、天理女子専門学校、天理語学専門学校、天理女子語学専門学校、天理保姆養成所、天理短期大学(天理大学短期大学部)、天理大学女子短期大学部、天理大学の諸学校を卒業した者、および天理大学大学院を修了した者

② 天理高等看護学院、天理衛生検査技師学校、天理看護学院、天理医学技術学校、天理医療大学を卒業した者

③ 上記の①②のいずれかに在学した者で、会員の推薦に基づき代議員会において承認された者

(2) 特別会員

① 母校の現旧教職員で、所定の入会手続きをした者

② ふるさと会の目的達成に賛同し、代議員会において承認された個人または団体

(3) 名誉会員

母校または本会に貢献し、代議員会において推薦された者

3. つぎの資格を有する者を本会の会友とする。

天理大学および天理大学大学院に在学する学生

(会費)

第6条 会員は、会費を納めなければならない。

2. 会費は、会友費および入会金とする。

(1) 会友は、大学および大学院の入学時に会友費として20,000円を、卒業および修了時に入会金として20,000円を納入するものとする。

(2) 天理大学大学院入学者のうち、すでに正会員である者の入会金の納入は必要としない。

(3) 会友費の徴収は天理大学に委託し、その他はふるさと会が直接徴収するものとする。

(4) 既納の会費は、いかなる場合でも返金されないものとする。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会につぎの役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名以内

(3) 専門委員長 7名

(4) 代議員 人数は「代議員の選出に関する内規」に定める

(5) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 役員は、正会員のうちから、つぎの方法で選任し、総会に報告しなければならない。

(1) 会長は、別に定める「役員選考委員会に関する内規」による選任候補案に基づき、代議員会において選出する。

(2) 副会長は、会長が正会員のうちから委嘱し、代議員会の承認を得る。

(3) 専門委員長は、会長が正会員のうちから委嘱し、代議員会の承認を得る。

(4) 代議員は、役員選考委員会による選任候補案に基づき、代議員会において選出する。

(5) 監事は、会長が正会員のうちから委嘱し、代議員会の承認を得る。

(役員の任期)

第9条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 欠員が生じた場合の補欠役員は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 役員は、つぎのとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括し、総会および代議員会を招集しその議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故や非常事態が生じたときは、会長があらかじめ指名した順序により会長の職務を代行する。

(3) 専門委員長は、それぞれの専門委員会の業務を管轄する。

(4) 代議員は、本会の事業計画案等を審議し決定する。

(5) 監事は、本会の財産目録および収支決算を監査し、また代議員会および会員総会に報告し、意見を述べる事が

できる。

第5章 顧問

第11条 本会は、真柱を名誉顧問として推戴する。

2. 本会に、その運営に関する助言等の支援を行う顧問を置く。

- (1) 学長経験者および現学長
- (2) 会長経験者
- (3) 代議員会が推薦する者

第6章 総会

(総会の開催)

第12条 定時総会は、会長が毎年度1回これを招集し、事業計画、資産管理などの会務を報告しなければならない。

2. 臨時総会は、代議員会が必要と認めるときは、会長はこれを招集する。

第7章 代議員会

(構成)

第13条 代議員会は、つぎの代議員をもって構成する。ただし、海外地域支部代表代議員はその特性を考慮し、代議員会への出席は文書にかえることができる。

- (1) 年度代表代議員(原則として各卒業年度から3名以内)
- (2) 支部・部会代表代議員(別に定める)
- (3) 会長が推薦し代議員会で承認された者(5名以内)

第14条 代議員会は、会員の総意を代表する最高決議機関とし、毎年度2回会長が招集する。ただし、特に必要と認めるときは、オンラインおよび書面をもって出席することができる。会長が必要と認めるとき、または代議員総数の3分の1以上の要請があったときには、臨時招集することができる。

2. 代議員会は、代議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。

3. 前項の場合において、代議員会に付議される事項につき書面およびその他の方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

4. 代議員会の議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし会則の改正は出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

(審議事項)

第15条 つぎの事項について審議決定する。

- (1) 会長、副会長、専門委員長、代議員、監事などの選出に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 支部・部会の設立および支部・部会の活動に関する事項
- (4) 資産管理および運用に関する事項
- (5) 予算および決算に関する事項
- (6) 会則改正に関する事項
- (7) 一般会務に関する事項

(8) その他重要事項

第8章 専門委員会

第16条 本会は、業務を執行するために専門委員会を置く。

(1) 総務委員会(会員総会、代議員会などの諸会議の運営および各種文書の起案)

(2) 財務委員会(予算・決算策定、資産の管理・運用、会費納入の促進)

(3) 組織委員会(会員データの管理、支部・部会との連携)

(4) 女性委員会(女性会員のキャリア支援と交流、婚活サポート)

(5) 広報委員会(機関誌「ふるさと会報」の編集発行)

(6) 情報委員会(ホームページの管理運用、SNSによる情報発信)

(7) 会友支援委員会(会友への支援全般)

2. 専門委員会は、事業を立案し常務会に提案する。また常務会の指示により事業を執行する。

3. 各専門委員会の業務を執行するため、会長は正会員のうちから専門委員を委嘱する。

第9章 常務会

第17条 常務会は、会長、副会長および専門委員長をもって構成する。

2. 常務会は原則として毎月1回、会長が招集し、議長となる。

3. 代議員会に提出する議案を策定する。

4. 本会の業務全般の執行を管理する。

5. 本会の運営に必要な事項を協議し、専門委員会にその執行を要請する。また会務に関して重要かつ緊急な事項を処理しなければならないときは、代議員会の議を経ることなく執行することができる。

第10章 事務局

第18条 本会の会務を遂行するために事務局を置く。

2. 事務局長は、正会員のうちから会長が委嘱する。

3. 事務局長は、会務を適正かつ円滑に執行するために、常務会に出席し、意見を述べることができる。

4. 事務局に、職員を置くことができる。

5. 職員は、有給とすることができる。

第11章 支部および部会

(支部および部会の設立)

第19条 会員は、別に定める「天理大学ふるさと会支部・部会の設立に関する細則」に基づき、支部および部会を設けることができる。

第12章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、入会金、会友費、維持会費、寄付金、基本金などをもって充てる。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日をもって終わる。

第 13 章 会則の改廃

第 22 条 本会則の改廃は、代議員会において出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

1.この会則は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

2.昭和 24(1949)年 10 月 23 日に施行の会則は、令和5(2023)年 3 月 31 日をもって廃止する。

天理大学ふるさと会新体制組織図

会 員

地域支部（必須）

職域部会（任意加入）

学域部会（任意加入）

総 会

年度代議員

地域支部代議員

職域部会代議員

学域部会代議員

代議員会

（審議機関）

監 事

常務会

（執行機関）

会 長

副会長

専門委員会委員長

専門委員会

事務局長
事務局

総務委員会

財務委員会

組織委員会

女性委員会

広報委員会

情報委員会

会友支援委員会

天理大学ふるさと会支部・部会の設立に関する細則

(総則)

第1条 この細則は、会則第19条に基づき、支部および部会の設立に関することを定める。

(目的)

第2条 支部および部会は、本会との連携を密にし、会員(会友を含む)相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(支部・部会の設立)

第3条 会員は、前条の目的を遂行するために、つぎの各号の支部・部会を設けることができる。

- (1) 地域支部は、国内および海外の同じ地域に在住もしくは在勤する正会員で組織する。
- (2) 部会は、細則第4条第2号および第3号に定める設立主体に任意に所属する会員(特別会員、会友を含む)で組織する。

(支部・部会の設立基準)

第4条 本会の支部・部会の設立基準は、つぎのとおりとする。

- (1) 地域支部は、原則として100名以上の会員を擁する都道府県および都道府県合同の地域を設立単位とする。ただし、行政区画や地域の事情により単独の市町村および複数の市町村によって設立することもできる。なお海外支部にあつては、この限りではない。
- (2) 職域部会は、原則として同じ職域・業種・職種に関係する30名以上の会員を擁するものとする。
- (3) 学域部会は、原則として同じ研究科・学部・学科・専攻・コースおよびクラブ・サークル、学寮などに関係する30名以上の会員を擁するものとする。

(支部・部会の名称)

第5条 地域支部の名称は、その都道府県名をつけて「天理大学ふるさと会〇〇支部」とする。

ただし、複数の都道府県が合同の場合や市町村単位の場合は、その地域名をつけることとする。

2. 職域部会の名称は、原則としてその職域名をつけて「天理大学ふるさと会〇〇部会」とする。

3. 学域部会の名称は、原則としてその研究科・学部・学科・専攻・コースおよびクラブ・サークル、学寮名をつけて「天理大学ふるさと会〇〇部会」とする。

(設立の申請)

第6条 支部および部会を設立するときは、設立発起人3名の連記による支部・部会設立申請書とあわせて会則・規約、役員名簿、会員名簿を事務局に提出し、代議員会の承認を得るものとする。

(設立の認可)

第7条 代議員会の承認を得た支部・部会は、本会の公認団体として登録され、機関誌、ホームページへの会合告知が可能となる。

(総会の開催と報告)

第8条 支部・部会は、原則として年1回総会を開催し、その結果を本会に報告するものとする。

(助成金の申請)

第9条 支部・部会は、総会などの活動にたいする助成金を受けるときは、所定の申請書を本会に提出するものとする。

(改廃)

第10条 本細則の改廃は、代議員会の議を経るものとする。

附 則

この細則は令和5(2023)年4月1日から施行する。

天理大学ふるさと会 医療学部会 規約

第1章 総 則

第1条 この規約は、天理大学ふるさと会(天理市杣之内 1050 番地 ふるさと会館内 以下、本会という。)の「天理大学ふるさと会支部・部会の設立に関する細則」(以下、「支部・部会細則」という。)の規定により定める。

(名称)

第2条 本部会は「天理大学ふるさと会医療学部会」(以下、「医療学部会」または「本部会」という。)と称する。

(目的)

第3条 本部会は、ふるさと会本部との連携をはかりながら、会員相互の交流とともに母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本部会は、その目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 会員相互の交流を高めるために必要な会合などを開催すること。
- (2) 会員のデータを整備し管理すること。
- (3) その他、本部会にとって必要な事業を企画し実施すること。

(事務所)

第5条 本部会は、事務所を天理市別所町 80-1、天理大学別所キャンパス内に置く。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本部会は、会員と会友(在学生)をもって構成する。

2 つぎの資格を有する者を本部会の会員とする。

(1) 会員

天理高等看護学院、天理衛生検査技師学校、天理看護学院、天理医学技術学校、天理医療大学、天理大学医療学部を卒業した者、および前記諸学校に在学した者でふるさと会本部の代議員会で承認された者であること。

(2) 会友

天理大学医療学部の在学生であること。

(3) 特別会員

常任役員会で承認された者。

第3章 役員構成

(役員等)

第7条 本部会は、役員として以下の部会長、副部会長、幹事長(事務局長)、幹事、会計、および監査を置く。なお、構成人員は第18条に定める各部門から3~4名ずつ選出し、つぎの役員を決定する。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 3~5名
- (6) 監査 2名

(任務)

第8条 部会長は、本部会を代表し規約を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは部会長代行としてその職務を代行する。

3 本部会の事務局は、原則として幹事長方に置くこととし、幹事長は、部会長の命を受けて会務を総括する。

4 会計は、本部会の会計を管理する。

5 幹事は、幹事長の命を受けて本部会の会務(会報発行、総会運営、ホームページ管理など)を分掌する。また、本部会の運営と会務の執行にあたる。

6 監査は、本部会の会務ならびに会計を監査する。

(任期)

第9条 各役員の任期は、2年とする。欠員により補充された役員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任の際の連続任期には加算しない。

2 各役員の再任を妨げない。

第4章 総会

(通常総会)

第10条 通常総会は、年1回開催するものとする。開催を事前に本会に報告する。

2 総会は書面またはSNSなどにより開催することもできる。

(臨時総会)

第11条 臨時総会は、必要に応じて開くものとする。開催を事前に本会に報告する。

(招集)

第12条 通常総会および臨時総会は、部会長がこれを招集する。

(報告事項)

第13条 つぎの事項は、通常総会に報告するとともに、本会にも報告する。

- (1) 事業に関する計画と報告
- (2) 役員の選出に関する事項
- (3) 予算と決算に関する事項
- (4) 規約の改正に関する事項
- (5) その他、重要な事項

(議決)

第14条 総会の決議事項は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第15条 総会の議事録は、部会長および副部会長が署名捺印のうえ、電子媒体として事務局に保管するものとする。
また、適宜ホームページにアップデートするものとする。

第5章 会議

(会議)

第16条 本部会の会議は、**常任役員会(以下、「役員会」という。)**とし、部会長が招集する。

2 議長は、部会長とする。

第17条 役員会は、部会長、副部会長、幹事長、会計、幹事、および監査で組織する。

2 役員会は、部会の業務執行の決定を掌る。

3 役員会の開催は、原則として年4回とし、部会長が認めた時は、臨時にこれを開くことができる。

4 緊急を要する場合は、部会長および副部会長、幹事長(以下、「三役」という。)の承認によって会議に代えることができる。ただし、次回の役員会において報告しなければならない。

5 役員会は、会則の改正、その他総会に提出する重要事項を審議し、細則の制定・改廃、その他部会の運営に関する重要事項を審議する。

6 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

7 役員会の議事録は、幹事長が作成し、三役が署名捺印のうえ、変更不可能な形式(PDFファイルなど)の電子データにて保管するものとする。

第6章 部門

(部門の設置)

第18条 本部会は、看護学院部門、医技校(医学技術学校)部門および大学部門を置く。

2 幹事の3名は、各部門の長を兼務する。

第7章 会計

(会計年度)

第19条 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(収入)

第20条 本部会の経費は、本会からの助成金、寄付金、基本金およびその他の収入をもって充てる。

(資産管理)

第21条 部会長は、本部会の資産管理者となる。

(予算)

第22条 本部会の予算執行は、役員会の承認を得なければならない。急を要する場合は、三役により審議し、決定する。

(決算)

第23条 本部会の決算は、会計年度終了時の役員会において承認を得なければならない。

2 部会長は、通常総会の日より2週間前までに第13条に掲げる書類を、幹事長に提出しなければならない。

3 決算に剰余金があるときは、基本財産に繰入れ、または次年度に繰越することができる。

(保存)

第 24 条 会計に関する記録は、事務局が作成し、三役が署名捺印のうえ、変更不可能な形式の電子データにて保管するものとする。

第8章 規約の改廃

(規約改廃)

第 25 条 この規約の改廃は、総会において出席会員の 2 分の 1 以上の同意を得て行うことができる。

2 改廃内容については、本会へ報告する。

附則 1. この規約は、 年 月 日から施行する。 ㊦施行日はふるさと会から承認された日とする。

天理大学ふるさと会 医療学部会 新役員名簿

2024.4.1-2025.3.31

校名	氏名	卒業期	
天理看護学院部門	高田 幸恵	第1看護3期	
	小笠原 芳恵	第1看護4期	
	小沼 真佐代	第2看護21期	
	清水 あい子	第2看護21期	
天理医学技術学校部門	市村 輝義	衛検2期	
	木寺 英明	医技9期	
	畑中 徳子	医技14期	
	植東 ゆみ	医技26期	
天理医療大学部門 オブザーバー	田村 早紀	臨検3期	
	山崎 健太	臨検4期	
	矢谷 祥代	看護6期	
	山村 信也	臨検7期	
	茶木 善成	臨検1期	

医療学部会

部会長(1名)

副部会長(2名、会長以外の部門から)

幹事長(事務局長,1名)

会計(1名)

幹事(兼看護部門長 1名)

幹事(兼医技校部門長 1名)

幹事(兼大学部門長 1名)

幹事(兼事務局補佐 1名)

幹事(兼会計補佐 1名)

監事(2名)

ふるさと会委員会

(案) ↓

(1) 総務委員会(会員総会、代議員会などの諸会議の運営および各種文書の起案)

副部会長

(2) 財務委員会(予算・決算策定、資産の管理・運用、会費納入の促進)

会計

(3) 組織委員会(会員データの管理、支部・部会との連携)

幹事長(事務局長)

(4) 女性委員会(女性会員のキャリア支援と交流、婚活サポート)

看護部門長

(5) 広報委員会(機関誌「ふるさと会報」の編集発行)

医技校部門長

(6) 情報委員会(ホームページの管理運用、SNSによる情報発信)

(7) 会友支援委員会(会友への支援全般)

大学部門長

その他 代議員(2~4名)